

(別紙 3)

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府さんま漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府さんま漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位：日)
さんま漁業	289 日※

※：府内漁業経営体（636 経営体）の操業日数

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし